農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

高松市

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

(1)　現況

地勢は、東に屋島、八栗山、西に五色台を擁し、南部に讃岐山脈を控え、なだらかに北に向かって傾斜し、広々とした讃岐平野が広がり、紫雲山を背景に市街地が海岸近くまで続いている。気候は、温暖で降水量が少なく、日照時間も長いことから、温暖な気候で農作物の生産に恵まれた条件を有している。

このような自然的条件から、市内では、数多くのため池が設けられ、このため池と河川等から、農業用水として引水した稲作を基幹に、麦や野菜、果樹などを組み合わせた農業が行われている。

農業・農村をめぐる現状は、高齢化や他産業への就業増加のほか、平野部を中心に、都市化・混在化が進んでおり、農業経営の兼業化、零細化が進んできている。さらに、農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加など厳しさを増しており、食の安定供給だけでなく、自然環境の保全など農業・農村の有する多面的機能の低下が懸念されている。そのため、耕作放棄地の発生防止を図り、農業生産活動の継続支援を行うため、農地や水路、農道等の地域資源の適切な維持・管理を行い、優良農地を持続的に確保する必要がある。

また、本市の塩江町や香川町等の中山間地域では、棚田等で稲作が行われており、特定農山村地域に指定されるなど、平野部と比べ傾斜地が多いなどの農業生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組が必要である。

さらに、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組むために、堆肥などを活用した土づくりとともに化学肥料や農薬の使用を低減した農業生産方式を普及させることが必要である。

(2)　目標

(1)を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して、農業用用排水路の清掃等を行うなど地域の協働活動などによって支えられている農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、法第３条第３項第１号に掲げる事業（以下「1 号事業」という。）により、地域資源の基礎的な保全活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る共同活動等を支援する。併せて、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献していくため、同項第３号に掲げる事業（以下「３号事業」という。）により環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の導入を推進する。また、中山間地域等の条件不利地域においては、中山間地域等の耕作放棄地の発生を未然に防止し、多面的機能を維持するため、同項第２号に掲げる事業（以下「2 号事業」という。）により、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続的な実施を支援することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域 ただし、促進計画の区域外であっても、防災重点農業用ため池の受益地で多面的機能の維持を図る観点から適正な保全が図られている農用地も対象とする。	１号事業
②	特定山村地域、振興山村地域、離島振興対策実施地域、棚田地域振興法第７条第１項の規定に基づき指定された地域、香川県知事が指定する特認地域	２号事業
③	促進計画の区域全域	３号事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

・設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

１．法第３条第３項第２号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象地域及び対象農用地

1）　対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第８条第２項第１号に規定される農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。

また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア　対象地域

中山間地域等直接支払交付金実施要領第４の１に規定する対象地域のうち次の地域

特定農山村地域、振興山村地域、離島振興対策実施地域、指定棚田地域、香川県知事が指定する特認地域

イ　対象農用地

（ｱ）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑及び草地並びに採草放牧地（以下「畑等」という。）15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（ｲ）自然条件により小区画・不整形な田

（ｳ）積算温度が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

（ｴ）市長の判断によるもの

次の基準を満たす農用地であって、市長が特に認めるもの

①　緩傾斜農用地については、勾配が、田 1/100 以上 1/20 未満、畑等 8 度以上 15 度未満の農用地

②　高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄地率が田 8%以上、畑 15%以上の農用地

（ｵ）棚田地域振興法第７条第１項の規定に基づき申請された指定棚田地域の申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた農用地であって、次の①または②の基準を満たすもの

①　急傾斜農用地

②　①の急傾斜農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市長が特に認めるもの